

施設整備計画の事後評価

国の交付金事業の交付要件である事業完了後の事後評価について、次の通り事業概要及び総合所感により評価を行う。

評価対象の交付金

令和4年度学校施設環境改善交付金

事後評価の実施

令和5年4月27日	教育委員会定例会において事後評価を行う
令和5年4月27日	評価結果を決定
令和5年4月28日	評価結果を市ホームページにて公表

令和4年度計画の事業

施設名称	建物区分	整備内容
能義小学校	屋内運動場	屋内運動場照明設備、メインバスケットゴール撤去等改修工事
比田小学校	屋内運動場	屋内運動場照明設備、メインバスケットゴール撤去等改修工事
井尻小学校	屋内運動場	屋内運動場照明設備、メインバスケットゴール撤去等改修工事

総合的な所見

施設整備計画で計画していた事業に関して、国の補正予算活用のため令和4年度に計画どおり実施し、目標を達成することができた。

学校施設の耐震対策については、児童生徒や学校教職員や社会教育活動による地元住民を含めた利用者の安全確保及び災害時における避難所の安全対策の観点から非構造部材の耐震対策について、引き続き計画的に実施する必要がある。